

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2021-37651(P2021-37651A)

【公開日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-013

【出願番号】特願2019-159033(P2019-159033)

【国際特許分類】

B 4 1 M 5/42 (2006.01)

B 4 1 M 5/382 (2006.01)

B 4 1 M 5/52 (2006.01)

B 4 4 C 1/17 (2006.01)

【F I】

B 4 1 M 5/42 3 1 0

B 4 1 M 5/382 8 0 0

B 4 1 M 5/52 4 0 0

B 4 4 C 1/17 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月15日(2021.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1基材と、剥離層を少なくとも備える転写層とを備え、

前記剥離層が、樹脂材料、抗菌粒子及び帯電防止材を含み、

前記抗菌粒子の平均粒子径が、1 μm以上8 μm以下であり、

剥離層において、前記樹脂材料100質量部に対する抗菌粒子の含有量が、2.8質量部以上8質量部以下である、熱転写シート。

【請求項2】

前記剥離層の厚さが、0.5 μm以上3 μm以下である、請求項1に記載の熱転写シート。

【請求項3】

前記抗菌粒子の平均粒子径と、前記剥離層の厚さとの比(抗菌粒子の平均粒子径/剥離層の厚さ)が、1以上8以下である、請求項1又は2に記載の熱転写シート。

【請求項4】

前記抗菌粒子が、抗菌性金属イオンを担持するリン酸塩である、請求項1～3のいずれか一項に記載の熱転写シート。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか一項に記載の熱転写シートを用いて製造した印画物であって、被転写体と、

前記転写層とを備える、印画物。

【請求項6】

請求項5に記載の印画物の製造方法であって、

請求項1～4のいずれか一項に記載の熱転写シート及び被転写体を準備する工程と、前記被転写体上に、前記熱転写シートが備える前記転写層を転写する工程と、

を含む、印画物の製造方法。

【請求項 7】

前記転写層の転写後、前記被転写体に対し、殺菌線を照射する工程を含む、請求項6に記載の印画物の製造方法。

【請求項 8】

第2基材と、剥離層と、受容層とを備え、

前記剥離層が、樹脂材料、抗菌粒子及び帯電防止材を含み、

前記抗菌粒子の平均粒子径が、1μm以上8μm以下であり、

剥離層において、前記樹脂材料100質量部に対する抗菌粒子の含有量が、2.8質量部以上8質量部以下である、中間転写媒体。

【請求項 9】

請求項8に記載の中間転写媒体を用いて製造した印画物であって、

被転写体と、

前記剥離層と、

前記受容層と、を備える、印画物。

【請求項 10】

請求項9に記載の印画物の製造方法であって、

請求項8に記載の中間転写媒体及び被転写体を準備する工程と、

前記中間転写媒体が備える前記受容層上に画像を形成する工程と、

前記中間転写媒体が備える前記剥離層及び前記受容層を、前記被転写体上に転写する工程と、

を含む、印画物の製造方法。

【請求項 11】

前記剥離層及び前記受容層の転写後、前記被転写体に対し、殺菌線を照射する工程を含む、請求項10に記載の印画物の製造方法。

【請求項 12】

請求項5又は9に記載の印画物を製造するための印画物製造システムであって、

熱転写プリンターと、

殺菌機構と、

を備える、印画物製造システム。